



函南町商工会

建設業 一人親方労災の特別加入手続き

函南町一人親方労災保険組合

この組合に加入すると一人親方の方でも労災保険に特別加入することができます。

労災事故は起きてからでは手遅れです。

また特別加入していない一人親方は、元請から現場への入場を断られる可能性があります。

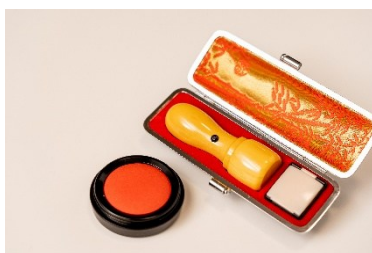
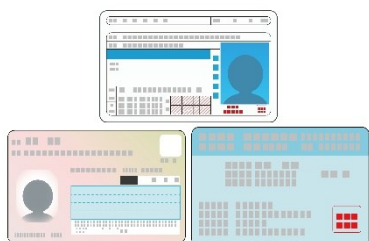
加入を希望される方は函南町商工会までご連絡ください。

(☎055-978-3995 営業時間 平日 8:30~17:15)

申込手続き ※申込書ご記入の上、最短翌日にはお仕事できます！！

◆商工会窓口にて対応しております。

その際に身分証明書と印鑑のご持参と保険料・事務手数料を現金にて一括納付していただきます。
(事務手数料は年間保険料の5%に相当する額 下限 6,000円 上限 18,000円税別となります)



加入資格

◆建設業（大工・左官・とび・塗装・電気工事他）で、常態として従業員を使用していない事業主・法人の役員及び事業に従事するご家族の方。

※従業員が一人でも雇った場合には、【中小企業等の特別加入手続き】に切替えが必要です。

◆函南町商工会の会員であること

保険料

加入時に「給付基礎日額」を3,500円から25,000円の範囲で選択していただき、その額により年間の保険料が算定されます。

例) 給付基礎日額を3,500円に設定した場合の年間保険料 21,709円 (令和7年3月現在)

※保険料率は国が定めており、どの団体に労災を委託しても保険金額は変わりません。

□加入希望・検討している方はお気軽にお問い合わせください□
お問合せ先 函南町商工会 (水野・古郡・細谷)
TEL 055-978-3995